

オンサイト利用に係る統計法第 33 条の運用に関するガイドラインの 主な変更事項

本ガイドラインについて、これまでのオンサイト利用の試行期間中に得られた知見や「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更に係る答申」（平成 29 年 12 月 19 日統計委員会）等を踏まえ、以下のような変更を行う予定

1 利用者の範囲

オンサイト施設の利用者を統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条第 2 号に該当する場合に限定していたところ、行政機関や地方公共団体の職員によるオンサイト施設の利用等も見据え、同条第 1 号に該当する場合も対象に追加（別紙 1 の 12 頁）

2 共管統計調査の取扱い

オンサイト施設において利用可能な統計調査の拡充を見据え、複数の府省による共管統計調査に係る調査票情報のオンサイト利用に関する運用体制を事前に明確化することを規定（別紙 1 の 4 頁）

3 分析結果等の提供手続

オンサイト利用における分析結果等の提供に当たっての秘匿措置に関する標準的なチェック内容を再整理※した上でガイドラインに位置付け、手続を明確化（別紙 1 の 26 頁及び別紙 2）

※ 主な変更内容

- ・ 名称を「チェック基準」から「標準的なチェック内容」に変更
- ・ 占有性のチェックを個人・世帯調査で廃止、事業所・企業調査で見直し・追加
- ・ 分析結果等を「統計表」、「統計量」、「その他」の 3 つに区分して記載
- ・ 統計表の場合の秘匿措置を例示
- ・ その他チェック内容の不備の修正、分かりにくい表現の修正

4 その他

独立行政法人統計センターが達成すべき業務運営に関する目標にオンサイト利用を位置付ける旨ガイドラインで明確化（別紙 1 の 5 頁）するとともに、ガイドライン全般について分かりやすさ等の観点から文言を整理

オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（新旧対照表）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1 目的</p> <p>第2 定義</p> <p>第3 法第33条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成</p> <p>第4 事務処理の流れの概要</p> <p>第5 法第33条の運用体制等</p> <p>第6 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管、整備</p> <p>第7 事前相談への対応</p> <p>第8 申出者からの申出文書の受付</p> <p>第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査</p> <p>第10 審査結果の通知</p> <p>第11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供</p> <p>第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認</p> <p>第13 調査票情報の不適切利用への対応</p> <p>第14 提供状況の総務大臣への報告</p>	<p>目次</p> <p>第1 目的</p> <p>第2 定義</p> <p>第3 法第33条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成</p> <p>第4 事務処理の流れの概要</p> <p>第5 法第33条の運用体制等</p> <p>第6 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管、整備</p> <p>第7 事前相談への対応</p> <p>第8 申出者からの申出文書の受付</p> <p>第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査</p> <p>第10 審査結果の通知</p> <p>第11 調査票情報及び利用に必要な情報の提供</p> <p>第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認</p> <p>第13 調査票情報の不適切利用への対応</p> <p>第14 提供状況の総務大臣への報告</p>
<p>第1 目的</p> <p>オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）（以下「本ガイドライン」という。）は、行政機関の長又は届出独立行政法人等が統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条の規定に基づきオンサイト利用に係る試行運用時の統計調査の調査票情報を提供するに当たっての事務処理の指針を示すことを目的とする。この場合において、「統計法第33条の運用に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）は適用しない。</p> <p>なお、本ガイドラインについては、試行の性質上、総務省政策統括官（統計基準担当）は、関係の行政機関又は届出独立行政法人等と協力して、運用を円滑に行うための改正を適宜行うものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）（以下「本ガイドライン」という。）は、行政機関の長又は届出独立行政法人等が統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第33条の規定に基づきオンサイト利用に係る試行運用時の統計調査の調査票情報を提供するに当たっての事務処理の指針を示すことを目的とする。この場合において、「統計法第33条の運用に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）は適用しない。</p> <p>なお、本ガイドラインについては、試行の性質上、総務省政策統括官（統計基準担当）は、関係の行政機関又は届出独立行政法人等と協力して、運用を円滑に行うための改正を適宜行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>第2 定義</p> <p>1 調査票情報 本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定される情報とする。 なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、提供を行う調査票情報には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、<u>法第33条による提供を認めている場合は、調査票情報に準じた取扱いを行うことができる。</u></p> <p>2 ドキュメント 本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるか示す情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。</p> <p>3 公的機関 本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成20年12月16日総務省令145号。以下「施行規則」という。）第9条第1号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、法第2条第1項に規定される行政機関（以下「行政機関」という。）、地方公共団体その他の執行機関、法第2条第2項に規定される独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）及び施行規則第8条に規定される者をいう。</p> <p>4 届出独立行政法人等 本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、統計法施行令（平</p>	<p>第2 定義</p> <p>1 調査票情報 本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定される情報とする。 なお、他の行政機関から提供された行政記録情報については、原則として、提供を行う調査票情報には含まないが、行政記録情報の提供元である行政機関が、<u>法第33条による提供を認めている場合はその限りではない。</u></p> <p>2 ドキュメント 本ガイドラインにおいて「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるか示す情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。</p> <p>3 公的機関 本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、統計法施行規則（平成20年12月16日総務省令145号。以下「施行規則」という。）第9条第1号に規定される「公的機関」をいう。すなわち、法第2条第1項に規定される行政機関（以下「行政機関」という。）、地方公共団体その他の執行機関、法第2条第2項に規定される独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）及び施行規則第8条に規定される者をいう。</p> <p>4 届出独立行政法人等 本ガイドラインにおいて「届出独立行政法人等」とは、統計法施行令（平</p>

改正案	現行
<p>成 20 年政令第 334 号) 第 8 条に規定される法人をいう。</p> <p>5 電子計算機 本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、<u>サーバ</u>、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。</p> <p>6 情報システム 本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。</p> <p>7 オンサイト利用 本ガイドラインにおいて「オンサイト利用」とは、行政機関又は届出独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、指定された場所及び機器（以下「オンサイト施設」という。）から、通信回線を経由して遠隔操作により指定された施設にある電子計算機（以下「中央電子計算機」という。）において調査票情報を利用することをいう。</p>	<p>成 20 年政令第 334 号) 第 8 条に規定される法人をいう。</p> <p>5 電子計算機 本ガイドラインにおいて「電子計算機」とは、<u>サーバー</u>、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。</p> <p>6 情報システム 本ガイドラインにおいて「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管又は通信に係るシステムをいう。なお、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。</p> <p>7 オンサイト利用 本ガイドラインにおいて「オンサイト利用」とは、行政機関又は届出独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、指定された場所及び機器（以下「オンサイト施設」という。）から、通信回線を経由して遠隔操作により指定された<u>中央</u>にある電子計算機（以下「中央電子計算機」という。）において調査票情報を利用することをいう。<u>なお、ここでいう「オンサイト利用」は、33 条ガイドラインで記載されている「オンサイト利用」とは異なる。</u></p>
<p>第 3 法第 33 条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成</p> <p>1 行政機関又は届出独立行政法人等の内部の運用体制等 行政機関及び届出独立行政法人等は、オンサイト利用によって法第 33 条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、本ガイドラインを参考にオンサイト利用に係る事務処理要綱を策定するものとし、法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る事務は、当該事務処理要綱によって実施</p>	<p>第 3 法第 33 条に基づく調査票情報の提供に当たっての事務処理要綱の作成</p> <p>1 行政機関又は届出独立行政法人等の内部の運用体制等 行政機関及び届出独立行政法人等は、オンサイト利用によって法第 33 条に基づく調査票情報の提供の事務処理を行うに当たり、本ガイドラインを参考にオンサイト利用に係る事務処理要綱を策定するものとし、法第 33 条に基づく調査票情報の提供に係る事務は、当該事務処理要綱によって実施</p>

改正案	現行
<p>するものとする。</p> <p>また、法第 33 条に基づき調査票情報の提供を求める者の申出の円滑化並びに行政機関及び届出独立行政法人等による提供の可否の判断の透明性等を確保する観点から、策定したオンサイト利用に係る事務処理要綱等をインターネット等を通じて対外的に明らかにするとともに、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組にも準拠しつつ調査票情報及びデータレイアウト等の必要なドキュメントの整備に取り組むものとする。</p>	<p>するものとする。</p> <p>また、法第 33 条に基づき調査票情報の提供を求める者の申出の円滑化並びに行政機関及び届出独立行政法人等による提供の可否の判断の透明性等を確保する観点から、策定したオンサイト利用に係る事務処理要綱等をインターネット等を通じて対外的に明らかにすることとするとともに、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる記法等の標準化の取組にも準拠しつつ調査票情報及びデータレイアウト等の必要なドキュメントの整備に取り組むものとする。</p>
<p><u>2 共管統計調査における運用体制等</u></p> <p><u>複数の府省が共管する統計調査の調査票情報の提供に当たっては、統計調査ごとに所管府省の間で以下のア及びイを参考として運用体制等について事前に取り決めを行い、当該取り決めに従って対応を行う。</u></p> <p><u>ア 窓口府省を取り決め、当該窓口府省が中央データ管理施設との連絡、調整等を一元的に行う。この場合、窓口府省は、その他の所管府省に対し、申出者から提出される申出文書、利用成果の報告書等の回付や連絡調整を行う。</u></p> <p><u>イ 利用申出の審査、分析結果等の確認等は、窓口府省を中心に実施し、所管府省間で利用及び提供の可否の判断に齟齬が生じないよう相互の連絡調整を着実に行った上で実施する。</u></p>	
<p><u>第4 事務処理の流れの概要</u></p> <p>本ガイドラインは、オンサイト利用による法第 33 条に基づく調査票情報の提供について、次のような事務処理の流れを想定して策定している。</p> <p>(1) 法第 33 条の運用体制等</p> <p>(2) 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管、整備</p> <p>(3) 事前相談への対応</p>	<p><u>第4 事務処理の流れの概要</u></p> <p>本ガイドラインは、オンサイト利用による法第 33 条に基づく調査票情報の提供について、次のような事務処理の流れを想定して策定している。</p> <p>(1) 法第 33 条の運用体制等の決定</p> <p>(2) 調査票情報及びこれに付随するドキュメントの保管、整備</p> <p>(3) 事前相談への対応</p>

改正案	現行
<p>(4) 申出者からの申出文書の受付 (5) 行政機関又は届出独立行政法人等による審査 (6) 審査結果の通知 (7) 調査票情報及び利用に必要なドキュメントの提供 (8) <u>分析結果等の提供に当たっての確認</u> (9) 提供状況の総務大臣への報告</p>	<p>(4) 申出者からの申出文書の受付 (5) 行政機関又は届出独立行政法人等による審査 (6) 審査結果の通知 (7) 調査票情報及び利用に必要なドキュメントの提供 (8) <u>外部持ち出し時の確認</u> (9) 提供状況の総務大臣への報告</p>
<p>第5 法第33条の運用体制等</p> <p>1 中央データ管理施設の管理者による支援等 <u>オンライン利用に当たっては、調査票情報やこれに付帯するドキュメント等を一元的に管理するため、中央電子計算機及び周辺機器等が設置された施設（以下「中央データ管理施設」という。）が必要であり、そのセキュリティに万全を期す必要がある。また、利用者の利便性、行政機関及び届出独立行政法人等の事務負担の軽減等を図る観点から、調査票情報の利用の申出・審査等の窓口は、中央データ管理施設の管理者が一元的に担うことが効率的である。</u></p> <p><u>このため、行政機関又は届出独立行政法人等は、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）を中央データ管理施設の管理者とし、その支援を受けて事務を行うものとする。また、統計センターを所管する総務省は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の9第1項の規定に基づき、統計センターが達成すべき業務運営に関する目標にオンライン利用を位置付けるなど必要な措置を行う。</u></p> <p>また、特に、多くの統計調査を所管する行政機関においては、当該機関内における対応の統一化及び運用体制の明確化を図るため、調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）や中央データ管理施設の管理者に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす組織体制（以下、この機能を果たす組織を「窓口組織」という。）を指定する等の運用を行う。<small>（注1）</small></p> <p>さらに、必要に応じて行政機関内で関係職員を構成員とする会議を設</p>	<p>第5 法第33条の運用体制等</p> <p>1 中央データ管理施設の管理者 オンライン利用に当たっては、<u>中央でデータを管理するため、中央電子計算機及び周辺機器等が設置される施設（以下「中央データ管理施設」という。）が必要でありそのセキュリティに万全を期す必要がある。また、中央データ管理施設を一元的に設けて、各オンライン施設（大学等を想定）を接続して、調査票情報の利用の申出・審査等の窓口を中央データ管理施設の管理者に行わせることが効率的である。これらのことから、行政機関又は届出独立行政法人等は、独立行政法人統計センターを中央データ管理施設の管理者とし、その支援を受けて事務を行うものとする。このため同センターを所管する総務省は様式第1号を参考に必要な措置を行う。</u></p> <p>また、特に、多くの統計調査を所管する行政機関においては、当該機関内での対応を統一化し、併せて各機関内の運用体制を明確にするため、調査票情報の利用を希望する者（以下「申出者」という。）や中央データ管理施設の管理者に対する一元的窓口機能及び調整機能を果たす組織体制（以下、この機能を果たす組織を「窓口組織」という。）を指定する等の運用を行う。<small>（注1）</small></p> <p>また、必要に応じて行政機関内で関係職員を構成員とする会議を設け、これを定期的に又は随時、開催することなどにより、当該行政機関内における対応・意思の統一化を図るものとする。</p> <p><small>注1） 統計主管部局の当該筆頭課において、申出者からの一元的窓口機能、調整業務を</small></p>

改正案	現行
<p>け、これを定期的に又は随時、開催することなどにより、当該行政機関内における対応・意思の統一化を図るものとする。</p> <p><u>(注1) 統計主管部局の筆頭課において、窓口組織を担うことが考えられる。なお、窓口組織を指定しない場合、本ガイドラインにおいて窓口組織が実施することとしている業務は、第6を除き各調査所管課室で対応する。</u></p> <p><u>なお、本ガイドラインでは、行政機関又は届出独立行政法人等がオンライン利用に係る事務の全部を統計センターに委託することを妨げるものではないが、その場合、それぞれの統計調査の特性を踏まえつつ、事務処理要綱や分析結果等の確認方法等について事前に十分協議・調整を行うことが必要である。</u></p>	<p>行うことが考えられる。</p> <p><u>※ 窓口組織を指定しない場合、本ガイドラインにおいて窓口組織が実施することとしている業務は、第6を除き各調査所管課室で対応する。</u></p>
<p>2 <u>中央データ管理施設の管理者における主な支援の内容</u></p> <p>行政機関又は届出独立行政法人等と中央データ管理施設の管理者は、<u>オンライン利用による調査票情報の提供に係る主な支援の内容として、中央データ管理施設の管理者が下記の事務を行うことについて、様式第1号を参考に定める。</u></p> <p>① <u>調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理に関する事務</u></p> <p>② <u>オンライン利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンライン施設で用いる認証装置、利用システム及び分析ソフトウェアその他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務</u></p> <p>③ <u>オンライン施設の認証、管理者の登録に関する事務</u></p> <p>④ <u>次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務 ・申出者からの提供依頼に関する書類等の形式的な内容確認及び行政機関又は届出独立行政法人等への当該確認結果の報告に関する事務 ・行政機関又は届出独立行政法人等の審査結果の申出者への連絡に関する事務 	<p>2 <u>行政機関又は届出独立行政法人等と中央データ管理施設の管理者の関係</u></p> <p>行政機関又は届出独立行政法人等と中央データ管理施設の管理者は、支援の内容として、中央データ管理施設の管理者が下記の事務を行うことを様式第2号を参考に定める。</p> <p>①調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの保管・管理</p> <p>②オンライン利用に必要な中央電子計算機、申出者がオンライン施設で用いる認証装置、利用システム及び分析ソフトウェアその他のシステム全般の保有、整備及び運用管理に関する事務</p> <p>③オンライン施設の認証、管理者の登録に関する事務</p> <p>④次に掲げる事務その他の調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの提供に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申出者からの調査票情報の提供に係る相談に関する事務 ・申出者から提供依頼に関する書類等の形式的な内容確認及び行政機関又は届出独立行政法人等への当該確認結果の報告に関する事務 ・行政機関又は届出独立行政法人等の審査結果の申出者への連絡に関する事務

改正案	現行
<p>る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務 ・ <u>分析結果等の提供に当たっての内容の確認</u>に関する事務 ・ カメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務 <p>⑤ <u>次に掲げる事務その他の申出者に係る情報セキュリティの確保</u>に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央電子計算機等の使用許可に関する事務 ・ オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務 ・ 利用状況の確認に関する事務 <p>⑥ <u>次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係る情報セキュリティの確保</u>に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務 ・ オンサイト施設の定期検査に関する事務 ・ オンサイト施設における利用者の認証に関する事務 ・ オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務 <p>⑦ 申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務</p> <p>⑧ ①から⑦までの事務に付帯する事務</p> <p>上記を定める場合は、複数の統計調査をまとめて行うものとするが、利用に供する統計調査や対象年次ごとに窓口組織や担当部課などの連絡先も別に定める。また、<u>中央データ管理施設の管理者は、事務の円滑な実施に必要な範囲において、あらかじめ行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、第三者に事務の一部を委託できるものとする。</u></p>	<p>る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出者が中央電子計算機にデータ等を持ち込むことに関する事務 ・ <u>研究成果物等の外部への持ち出し時の内容の確認</u>に関する事務 ・ カメラ等を用いた申出者の利用状況の確認に関する事務 <p>⑤<u>次に掲げる事務その他の申出者に係るセキュリティ確保</u>に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央電子計算機等の使用許可に関する事務 ・ オンサイト施設で用いる認証装置の貸与を行う事務 ・ 利用状況の確認に関する事務 <p>⑥<u>次に掲げる事務その他のオンサイト施設の管理者に係るセキュリティ確保</u>に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央電子計算機等のアクセス許可に関する事務 ・ オンサイト施設の定期検査に関する事務 ・ オンサイト施設における利用者の認証に関する事務 ・ オンサイト施設の機器の使用による利用者の利用状況の確認に関する事務 <p>⑦<u>中央データ管理施設内のオンサイト施設の設置・運営</u>に関する事務</p> <p>⑧申出者等への統計データの利活用に係る知識の普及・啓発・研修に関する事務</p> <p>⑨①から⑧までの事務に付帯する事務</p> <p>上記を定める場合は、複数の統計調査をまとめて行うものとするが、利用に供する統計調査や対象年次ごとに窓口組織や担当部課などの連絡先も別に定める。また、<u>事務を円滑に行う必要な範囲において、あらかじめ行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、中央データ管理施設の管理者は事務を第三者に委託できるものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>3 中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者の関係</p> <p><u>(1) オンサイト施設基準</u></p> <p>中央データ管理施設の管理者は、行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、<u>オンサイト施設の情報セキュリティに係る認証及びオンサイト施設の管理者の登録に関する基準として「オンサイト施設基準」</u>を定める。</p> <p>また、オンサイト施設の管理者は、所属する組織が定めるセキュリティ・ポリシー等にも留意しつつ、オンサイト施設基準を満たす施設を設置するものとする。</p> <p><u>(2) オンサイト施設の管理者の登録等</u></p> <p>中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設基準に基づき、オンサイト予定施設の内容や施設管理の責任体制など、<u>情報セキュリティに係る認証を行った上でオンサイト施設の管理者を登録するものとする。</u></p> <p>また、オンサイト施設の管理者の登録に当たっては、中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者との間で次に掲げる事項について様式第2号を参考に「オンサイト施設運用要綱」として取り決める。なお、<u>中央データ管理施設の管理者は、複数の行政機関又は届出独立行政法人等を支援する場合や共管統計調査を含め複数の統計調査の調査票情報を扱う場合も併せて一つの要綱を定めればよいものとし、当該要綱を定めた場合は、速やかに行政機関又は届出独立行政法人等に対し報告するものとする。</u></p> <p>① オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、<u>学術情報ネットワーク (SINET) 等</u>を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンククライアント方式により、当該施設における調査票情報の利用を行うこと。</p>	<p>3 中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者の関係</p> <p><u>2の定めに基づき、中央データ管理施設の管理者は、オンサイト予定施設の内容や施設管理責任体制などセキュリティ上の認証を行った上でオンサイト施設の管理者を登録するものとする。オンサイト施設の管理者は、行政機関等利用と同等の公益性を有する研究を行う機関とし、責任者や事務の体制が定められているものとする。認証や登録の基準については、中央データ管理施設の管理者は、行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、「オンサイト施設基準」を決定する。オンサイト施設の管理者は、所属する組織が定めるセキュリティ・ポリシー等にも留意しつつ、オンサイト施設基準を満たす施設を設置する必要がある。中央データ管理施設の管理者は、登録する際は、あらかじめ行政機関又は届出独立行政法人等に対して承諾を求めるものとする。</u></p> <p>オンサイト施設の管理者の登録に当たって、中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者との間で次に掲げる事項について様式第3号を参考に「オンサイト施設運用要綱」として取り決める。当該要綱は複数の行政機関又は届出独立行政法人等と<u>2の定めがされた場合や複数の統計調査の調査票情報を扱う場合も併せて一つの要綱を定めればよいものとする。</u>当該要綱を定めた場合は、行政機関又は届出独立行政法人等に報告するものとする。</p> <p>なお、オンサイト施設の管理者自身は、調査票情報にアクセスするわけではないことから、調査票情報の利用者にはならない。また、調査票情報の保管や提供を行うわけではないことから、行政機関又は届出独立行政法人等から事務の一部を委託される者にもならない。中央データ管理施設の管理者との間で互いの施設の利用等を許可する関係となる。</p> <p>①オンサイト施設の機器に調査票情報及びこれを加工したデータを保管せず、<u>学術情報ネットワーク (SINET) を通じた中央データ管理施設とのオンライン接続によるシンククライアント方式により当該施設における調査票情報の利用を行うこと。</u></p>

改正案	現行
<p>② オンサイト施設の管理者は、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。また、中央データ管理施設の管理者からオンサイト施設の認証を受けること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。</p> <p>③ オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。</p> <p>④ ②、③のほか、オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者との協議の上、<u>情報セキュリティの確保</u>の観点から、オンサイト施設の利用に係る規律を定め、<u>申出者に対して必要な措置</u>を講じること。</p> <p>⑤ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設について、ネットワークカメラ等を用いた監視のほか、情報セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際など適時に、中央データ管理施設の管理者がその他情報セキュリティの管理のための措置を行うこと。</p> <p>⑥ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設から、中央データ管理施設の管理者が保有する中央電子計算機等のアクセスを許可すること。</p> <p>⑦ 次に掲げる事項を含む中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者等との間の費用の分担に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンサイト施設の設備や、施設に付帯する情報管理のための装置等（パーソナルコンピュータ、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク、電気代、通信代）は、原則としてオンサイト施設の管理者が保有し、これらに要する費用を負担すること。 ・オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者に対して、回線維持に要する費用その他必要な費用を支払うこと。この場合において、オンサイト施設の管理者は、申出者から一定の負担を求める場合は、中央データ管理施設の管理者の承諾を得ること。 	<p>② オンサイト施設の管理者は、施錠可能な専用室の確保及び適切な入退室の管理を実施すること。また、中央データ管理施設の管理者からオンサイト施設の認証を受けること。ただし、特別の管理要員の配置は不要であること。</p> <p>③ オンサイト施設の利用は、調査票情報の提供が認められた申出者に限定すること。ただし、中央データ管理施設の管理者に事前に承諾を得た場合はこの限りではないこと。</p> <p>④ ②、③のほか、オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者との協議の上、申出者に対して、<u>セキュリティ</u>の観点から、オンサイト施設の利用に係る規律を定め、必要な措置を講じること。</p> <p>⑤ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設について、ネットワークカメラを用いた監視のほか、セキュリティの確認のための入室その他必要な管理・監視を行うこと。また、オンサイト施設整備の際や定期又は随時に、中央データ管理施設の管理者がその他セキュリティの管理のための措置を行うこと。</p> <p>⑥ 中央データ管理施設の管理者は、オンサイト施設から、中央データ管理施設の管理者が保有する中央電子計算機等のアクセスを許可すること。</p> <p>⑦ 次に掲げる事項を含む中央データ管理施設の管理者とオンサイト施設の管理者等との間の費用の分担に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンサイト施設の設備や、施設に付随する情報管理のための装置等（PC、ネットワークルータ、ネットワークカメラ・映像データ保存用ディスク、電気代、通信代）は、原則としてオンサイト施設の管理者が保有し、これらに要する費用を負担すること。 ・オンサイト施設の管理者は、中央データ管理施設の管理者に対して、回線維持に要する費用その他必要な費用を支払うこと。この場合において、オンサイト施設の管理者は、申出者から一定の負担を求める場合は、中央データ管理施設の管理者の承諾を得ること。

改正案	現行
<p>⑧ オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設内で調査票情報の漏えいなど情報・システム管理に係る事故があった場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該事故の責任が、<u>申出者又は中央データ管理施設の管理者</u>が負うものではない場合はその責任を負うこと。</p> <p>なお、オンサイト施設の管理者自身は、調査票情報に直接アクセスするものではなく、調査票情報の保管や提供を行うものでもないことから、調査票情報の利用者や行政機関又は届出独立行政法人等から事務の一部を委託される者にも該当せず、中央データ管理施設の管理者との間で互いの施設の利用等を許可する関係となる。</p>	<p>⑧オンサイト施設の管理者は、オンサイト施設内で調査票情報の漏えいなど情報・システム管理に係る事故があった場合は速やかに中央データ管理施設の管理者に報告するとともに、当該事故の責任が、<u>申出者</u>が負うものではない場合はその責任を負うこと。</p>
<p>4 その他</p> <p>中央データ管理施設の管理者は、申出者やオンサイト施設の管理者が必要な分析ソフトウェアについて、当該ソフトウェアの提供を行う者との間で、要件など利用許諾等必要な事項を定めることができる。この場合において、申出者やオンサイト施設の管理者に対して、協力を求めることができる。</p> <p>また、中央データ管理施設の管理者は、行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、申出者の利用の便宜を図るため、調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの加工・作成（例えば、ファイル形式の変換や項目名の調査票情報への付与など）を行うことができる。</p>	<p>4 その他</p> <p>中央データ管理施設の管理者は、申出者やオンサイト施設の管理者が必要な分析ソフトウェアについて、当該ソフトウェアの提供を行う者との間で、要件など利用許諾等必要な事項を定めることができる。この場合において、申出者やオンサイト施設の管理者に対して、協力を求めることができる。</p> <p>中央データ管理施設の管理者は、行政機関又は届出独立行政法人等の承諾の下、申出者の利用の便宜を図るため、調査票情報及びその利用に必要なドキュメントの加工・作成（例えば、ファイル形式の変換や項目名の調査票情報への付与など）を行うことができる。</p>
<p><u>第6 調査票情報及びこれに付帯するドキュメントの保管、整備</u></p> <p>法第 33 条に基づき調査票情報を申出者に提供し利用させるためには、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適正に保管されている必要がある。</p> <p>各行政機関及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及</p>	<p><u>第6 調査票情報及びこれに付随するドキュメントの保管、整備</u></p> <p>法第 33 条に基づき調査票情報を申出者に提供し利用させるためには、調査票の原票又は電子化された調査票情報が利用に必要なドキュメントとともに適正に保管されている必要がある。</p> <p>各行政機関及び届出独立行政法人等においては、「調査票情報等の管理及</p>

改正案	現行
<p>び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)に基づき、所管統計調査に係る統計の作成完了後は調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講じる。</p> <p>また、窓口組織は、申出者からの法第33条に基づく調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、当該機関内における各課室の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、個別の調査票情報の利用の申出があった場合の個別の調査に対応する内容審査担当部署等を把握し、<u>様式第3号</u>を参考に調査票情報利用管理リストの作成などを行う。</p> <p>なお、当該リストの更新は年1回以上実施すること。</p>	<p>び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成21年2月6日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)に基づき、所管統計調査に係る統計の作成完了後は調査票情報及びドキュメントの適正な保管等の措置を講じる。</p> <p>また、窓口組織は、申出者からの法第33条に基づく調査票情報の提供に関する相談対応や調査票情報の提供事務等に資するため、当該機関内における各課室の調査票情報及びドキュメントの存在の有無・所在とその保管状況、個別の調査票情報の利用の申出があった場合の個別の調査に対応する内容審査担当部署等を把握し、<u>様式第4号</u>を参考に調査票情報利用管理リストの作成などを行う。</p> <p>なお、当該リストの更新は年1回以上実施すること。</p>
<p>第7 事前相談への対応</p> <p>法第33条に基づき、申出者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、利用の制限(守秘義務、利用期間、提供可能な情報)、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度(法第32条、法第34条及び法第36条)と混同していない点等についても確認を行うよう努める。</p> <p>また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。</p> <p>なお、相談に当たっては、原則として中央データ管理施設の管理者が行うものとし、必要に応じて窓口組織や統計調査所管課室が直接相談に応じる。</p>	<p>第7 事前相談への対応</p> <p>法第33条に基づき、申出者から連絡・相談等があった場合、法第33条の趣旨、利用の制限(守秘義務、利用期間、提供可能な情報)、審査基準、適正管理義務等について説明を行うとともに、関連制度(法第32条、法第34条及び法第36条)と混同していない点等についても確認を行うよう努める。</p> <p>また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り確認を行うとともに、手続き等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行う。</p> <p>なお、相談に当たっては、原則として中央データ管理施設の管理者で行うものとし、必要に応じて窓口組織や統計調査所管課室が直接相談に応じる。</p>
<p>第8 申出者からの申出文書の受付</p> <p>1 申出文書の提出</p> <p>調査票情報の提供の申出は、調査票情報の申出者が、事前に(注2)行政機関の長(大臣等)又は届出独立行政法人等の長あての文書(以下「申出文書」という。)をもって行うものとし、利用を予定しているオンサイト施設の管理者に連絡の上、中央データ管理施設の管理者に提出する。</p>	<p>第8 申出者からの申出文書の受付</p> <p>1 申出文書の提出</p> <p>調査票情報の提供の申出は、調査票情報の申出者が、事前に(注2)行政機関の長(大臣等)又は届出独立行政法人等の長あての文書(以下「申出文書」という。)をもって行うものとし、利用を予定しているオンサイト施設の管理者に連絡の上、中央データ管理施設の管理者に提出する。</p>

改正案	現行
<p>なお、申出文書は様式第4号を参考として行政機関又は届出独立行政法人等の長が定めた様式とする。</p> <p>(注2)「事前に」とは、申出文書が中央データ管理施設の管理者に到達することが、使用開始希望日の1か月以上前であることを要する。</p>	<p>なお、申出文書は様式第5号を参考として行政機関又は届出独立行政法人等の長が定めた様式とする。</p> <p>注2) 「事前に」とは、申出文書が中央データ管理施設の管理者に到達することが、使用開始希望日の1か月以上前であることを要する。</p>
<p>2 法第33条第1号該当の申出者と第2号該当の申出者について</p> <p>(1) 法第33条第1号に該当する場合</p> <p><u>法第33条第1号に基づく申出の場合、オンライン利用以外の場合と同様に、申出を行った「当該公的機関」にその使用を認めるものであり、「当該公的機関に属する個人」のための使用を認めるものではない。</u></p> <p><u>したがって、本申出は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等の長をもって行うこととし、当該調査票情報を使用して実施する統計の作成等の結果が、申出を行う当該機関にとって必要不可欠であることを証明する書類の添付を必要とする（行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が申出する場合は不要）。</u></p> <p>(2) 法第33条第2号に該当する場合</p> <p>オンライン利用以外の場合と要件は変わらない。法第33条第2号に該当する者は、第1号に該当する者が行う統計の作成等と同等の統計の作成等として施行規則第9条で定める統計の作成等を行う者であるため、申出者は組織、法人、個人いずれにも限定されないこととなる。</p> <p>したがって、法人その他の団体が申出者である場合には、その代表者を申出者とする。その際には、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。</p> <p>また、個人が申出者である場合には、当該個人を申出者とする。その際には、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。</p> <p>なお、これらの申出の場合、施行規則第9条第1号から第3号のいずれ</p>	<p>2 法第33条第1号該当の申出者と第2号該当の申出者について</p> <p>(1) 法第33条第1号に該当する場合</p> <p><u>本ガイドラインは、法第33条第2号該当の申出者を想定しており、法第33条第1号に基づく申出の場合には、本ガイドラインに基づく利用を認めない。</u></p> <p>(2) 法第33条第2号に該当する場合</p> <p>オンライン利用以外の場合と要件は変わらない。法第33条第2号に該当する者は、第1号に該当する者が行う統計の作成等と同等の統計の作成等として施行規則第9条で定める統計の作成等を行う者であるため、申出者は組織、法人、個人いずれにも限定されないこととなる。</p> <p>したがって、法人その他の団体が申出者である場合には、その代表者を申出者とする。その際には、当該法人その他の団体の名称及び住所も明らかにする。</p> <p>また、個人が申出者である場合には、当該個人を申出者とする。その際には、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。複数の個人による申出の場合には、その代表者を申出者とする。</p> <p>なお、これらの申出の場合、施行規則第9条第1号から第3号のいずれ</p>

改正案	現行
<p>かに該当することを示す次の①又は②の書類の添付を申出者に対し求める。</p> <p>① 公的機関から委託を受けた調査研究の一環としての調査票情報の利用又は公的機関と共同して行う調査研究の一環としての調査票情報の利用の場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 1 号に該当する申出）、公的機関からの公募による方法での補助を受けて行う調査研究（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）等の一環として調査票情報の利用を行う場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 2 号に該当する申出）には、その委託、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料</p> <p>② 当該調査票情報の利用目的が、行政機関又は地方公共団体が行う政策の企画、立案、実施、評価等に有効であると認められる場合その他特別な事由があると認められる場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 3 号に該当する申出）には、当該行政機関の長又は地方公共団体の長がその旨を示す文書</p>	<p>かに該当することを示す次の①又は②の書類の添付を申出者に対し求める。</p> <p>① 公的機関から委託を受けた調査研究の一環としての調査票情報の利用又は公的機関と共同して行う調査研究の一環としての調査票情報の利用（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 1 号に該当する申出）、公的機関からの公募による方法での補助を受けて行う調査研究（例：文部科学省科学研究費補助金、厚生労働科学研究費補助金）等の一環として調査票情報の利用を行う場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 2 号に該当する申出）には、その委託、共同研究若しくは補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料</p> <p>② 当該調査票情報の利用目的が、行政機関又は地方公共団体が行う政策の企画、立案、実施、評価等に有効であると認められる場合その他特別な事由があると認められる場合（法第 33 条第 2 号に基づく施行規則第 9 条第 3 号に該当する申出）には、当該行政機関の長又は地方公共団体の長がその旨を示す文書</p>
<p>3 申出文書に記載を要する事項 申出文書には、次のアからケまでに掲げる事項についての記載を求める。</p> <p>ア 統計調査の名称 イ 調査票情報の利用目的 ウ 調査票情報の利用者の範囲 エ 利用するオンサイト施設 オ 利用する調査票情報の名称及び範囲 （ア）名 称 （イ）年 次 等</p>	<p>3 申出文書に記載を要する事項 申出文書には、次のアからコまでに掲げる事項についての記載を求める。</p> <p>ア 統計調査の名称 イ 調査票情報の利用目的 ウ 調査票情報の利用者の範囲 エ 利用するオンサイト施設 オ 利用する調査票情報の名称及び範囲 （ア）名 称 （イ）年 次 等</p>

改正案	現行
<p>カ 利用する情報及び利用方法 キ 利用期間 ク 結果の公表方法及び公表時期 ケ <u>著作権</u></p> <p>なお、記載事項の詳細及び記入例は次を参考としてオンライン利用に係る事務処理要綱等に定めるなどの対応を行う。</p> <p>(1) 統計調査の名称 申出に係る統計調査の名称を記載する。 ≪記載例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○統計調査 (基幹統計調査) ・ ○○統計調査 (一般統計調査) <p>(2) 調査票情報の利用目的 調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を具体的に記載するとともに、必要に応じ研究計画書を添付する。 <u>なお、オンライン利用は、個々の調査票情報の外部提供ができないことから、その利用目的は、統計の作成等に限られる。</u> ≪記載例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。 ・ ○○省○○調査の調査票情報と○○省○○調査の調査票情報をマッチングすることにより「…に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する。 	<p><u>(ウ) 地 域</u> <u>(エ) 属性的範囲</u></p> <p>カ 利用する情報及び利用方法 キ 利用期間 ク 結果の公表方法及び公表時期</p> <p>なお、記載事項の詳細及び記入例は次を参考としてオンライン利用に係る事務処理要綱等に定めるなどの対応を行う。</p> <p>(1) 統計調査の名称 申出に係る統計調査の名称を記載する。 ≪記載例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○統計調査 (基幹統計「○○」を作成するための調査) ・ ○○統計調査 (一般統計調査) <p>(2) 調査票情報の利用目的 調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報及びその利用目的を、具体的に記載する。 <u>法第33条第2号に該当する申出であり、その利用目的は、統計の作成等に限られる。なお、研究計画書を添付することとする。</u> ≪記載例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○省の補助金を受けて行う「…に関する研究」の一環として、…について分析する基礎資料を得る。 ・ ○○省○○調査の調査票情報と○○省○○調査の調査票情報をマッチングすることにより「…に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する

改正案	現行
<p>(3) 調査票情報の利用者の範囲 <u>オンライン施設において、調査票情報を利用する全ての者について、その所属機関名、役職名、氏名等を記載すること。</u> ≪記載例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○大学経済学部教授○○○○ (氏名) ・ ○○から集計事務を受託した株式会社○○の○○部○○課の電子計算機担当職員 <p>このほか、次の①及び②に該当する場合には、それぞれに記載する文書を添付する。</p> <p>① 法 33 条第 2 号により調査票情報の利用を申し出る場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が作成する「利用規約」に対し、調査票情報を扱う者全員が当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名又は記名押印した誓約書</p> <p>② 申出者が、法第 33 条に基づく調査票情報の利用に係る業務を公的機関の役職員以外の者に委託等する場合には、申出者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も求める。</p> <p>なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、各行政機関及び届出独立行政法人等において様式第 5 号を参考として定めた様式に基づく文書を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。</p> <p>また、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあつては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日</p>	<p>(3) 調査票情報の利用者の範囲 調査票情報を利用する者について、その所属機関名、役職名、氏名等を記載すること。 ≪記載例≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○大学経済学部教授○○○○ (氏名) ・ ○○から集計事務を受託した株式会社○○の○○部○○課の電子計算機担当職員 <p>このほか、次の①及び②に該当する場合には、それぞれに記載する文書の添付を行う。</p> <p>① 法 33 条第 2 号により調査票情報の使用を申し出る場合には、行政機関の長又は届出独立行政法人等が作成する「利用規約」に対し、調査票情報を扱う者全員が当該利用規約の内容を遵守する旨を認め署名又は記名押印した誓約書</p> <p>② 申出者が、法第 33 条に基づく調査票情報の利用に係る業務を公的機関の役職員以外の者に委託等する場合には、申出者は、業務の委託等に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しの添付も求める。</p> <p>なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、各行政機関及び届出独立行政法人等において様式第 6 号を参考として定めた様式に基づく文書を添付することで、委託契約書及び覚書等に代替できるものとする。</p> <p>また、調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあつては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成 17 年 3 月 31 日</p>

改正案	現行
<p>各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項 ・ 秘密保持義務に関する事項 ・ 適正管理義務に関する事項 ・ <u>個別の調査客体の特定を禁止する行為に関する事項</u> <p>・ 業務の再委託の禁止に関する事項</p> <p>・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項</p> <p>・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項</p> <p>(4) 利用するオンサイト施設 利用するオンサイト施設を記載する。</p> <p>(5) 利用する調査票情報の名称及び範囲 ア 名称 利用する調査票情報が、どの調査票に関する情報であるのかを記載する。 なお、調査票が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、<u>ア</u>及び<u>イ</u>を整理する等、分かりやすく記載する。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○調査票（甲及び乙） ・ ① ○○調査票（年次分調査用） ・ ② ○○調査票（月次分調査用） 	<p>各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 善良なる管理者の注意義務に関する事項 ・ 秘密保持義務に関する事項 ・ 適正管理義務に関する事項 ・ <u>調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項</u> ・ <u>調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項</u> <p>・ 業務の再委託の禁止に関する事項</p> <p>・ <u>調査票情報の管理状況についての検査に関する事項</u></p> <p>・ 事故又は災害発生時における報告に関する事項</p> <p>・ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項</p> <p>(4) 利用するオンサイト施設 利用するオンサイト施設を記載する。</p> <p>(5) 利用する調査票情報の名称及び範囲 ア 名称 利用する調査票情報が、どの調査票に関する情報であるのかを記載する。 なお、調査票が多くなる場合には、適宜番号を付して列記する、<u>ア</u>～<u>エ</u>を整理する等、分かりやすく記載する。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○調査票（甲及び乙） ・ ① ○○調査票（年次分調査用） ・ ② ○○調査票（月次分調査用）

改正案	現行
<p>③ ○○調査票（基本情報調査用）</p> <p>イ 年次等 アに記載した調査票情報の年次等について記載する。 なお、年次等によって、利用する調査票情報が異なる場合には、それが明確になるように記載する。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○年及び△年 ・○年4月分から△年12月分までの各月分 ・★年（○○票、△△票、□□票）、平成☆年（○○票のみ） <p>（6）利用する情報及び利用方法 ア 利用する情報</p>	<p>③ ○○調査票（基本情報調査用）</p> <p>イ 年次等 アに記載した調査票情報の年次等について記載する。 なお、年次等によって、利用する調査票情報が異なる場合には、それが明確になるように記載する。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○年及び△年 ・○年4月分から△年12月分までの各月分 ・★年（○○票、△△票、□□票）、平成☆年（○○票のみ） <p>ウ 地域・属性的範囲 <u>調査票情報のデータが大きいなどの理由から地域や属性で分割されている場合は、調査票情報のどの範囲が必要かを記載する。</u> <u>同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によって、それぞれ使用する調査票情報の範囲が異なる場合には、この部分に記載する。</u></p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>全国分</u> ・<u>○○県分</u> ・<u>○○が利用する場合にあっては全国、○○が利用する場合にあっては、その○○県に係るものに限る。</u> ・<u>従業員30人以上の事業所</u> ・<u>資本金1000万円以上の法人</u> <p>（6）利用する情報及び利用方法 ア 利用する情報</p>

改正案	現行
<p>異なる統計調査等との間のマッチングに必要ななど、調査対象の名称、住所・所在地等を利用する場合は、その旨と利用する理由を記載する。</p> <p>なお、ここでいう情報には、報告者に報告を求める事項等を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）も含まれる。</p> <p>イ 利用方法</p> <p>オンサイト施設で利用することを明記し、集計様式又は電子計算機による分析出力様式は主なもので差し支えない。また、研究計画書で分析の概要が明らかになっているのであればそれに代えて構わない。</p> <p>さらに、申出者が外部データを持ち込んで分析する場合や、作成したプログラムを持ち込む場合も、必要とする外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェアなどがわかるように、その旨を記載する。</p> <p>(7) 利用期間</p> <p>希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるように記載する。</p> <p>また、利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、<u>行政機関</u>又は届出独立行政法人等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。</p> <p>なお、継続的に行われる統計調査であって、3年以内の範囲で将来実施予定の統計調査の複数年分の調査票情報を利用する場合、調査票情報ごとに利用期間を申し出て差し支えない。この場合、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を1年までとし、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、それぞれの調査票情報ごとに利</p>	<p>調査対象の名称、住所・所在地等を利用しない場合は、その旨を記載する。</p> <p>なお、ここでいう情報には、報告者に報告を求める事項等を基に加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）も含まれる。</p> <p><u>異なる統計調査等との間のマッチングに必要ななど、調査対象の名称、住所・所在地等を利用する場合は、その旨と利用する理由を記載する。</u></p> <p>イ 利用方法</p> <p>オンサイト施設で利用することを明記し、集計様式又は電子計算機による分析出力様式は主なもので差し支えない。また、研究計画書で分析の概要が明らかになっているのであればそれに代えて構わない。<u>また、</u>申出者が外部データを持ち込んで分析する場合や、作成したプログラムを持ち込む場合も、必要とする外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェアなどがわかるように、その旨を記載する。</p> <p>(7) 利用期間</p> <p>希望する利用期間について、その始期と終期を記載する。特に終期については、年月日が特定できるようにする。</p> <p>また、利用期間は、その利用に必要最小限の期間とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、<u>行政機関等</u>又は届出独立行政法人等の判断により、利用期間を1年以上として差し支えない。</p> <p>なお、継続的に行われる統計調査であって、3年以内の範囲で将来実施予定の統計調査の複数年分の調査票情報を利用する場合、調査票情報ごとに利用期間を申し出て差し支えない。この場合、それぞれの調査票情報ごとに利用期間を1年までとし、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が1年以上となる場合は、それぞれの調査票情報ごとに利</p>

改正案	現行
<p>用期間を1年以上として差し支えない。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年7月1日から同年11月30日までの間 提供を受けた日から○年○月○日までの間 <p>(8) 結果の公表方法及び公表時期</p> <p>調査票情報を利用した統計の作成等の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かを記載する。</p> <p>公表する場合には、その方法及び時期、提供元の行政機関並びに特定の調査票情報を<u>利用して独自集計等を行った旨</u>を明記するとともに、公表しない場合は、その理由を明記する。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 集計結果は、○年3月末日までに印刷物（その名称を明記）として公表する。なお、○○省○○統計調査の調査票情報を<u>利用して独自集計等を行った旨</u>を明記する。 <p>(9) 著作権</p> <p>利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しない旨記載する。</p>	<p>用期間を1年以上として差し支えない。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年7月1日から同年11月30日までの間 提供を受けた日から○年○月○日までの間 <p>(8) 結果の公表方法及び公表時期</p> <p>調査票情報を利用した統計の作成等の結果及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かを記載する。</p> <p>公表する場合には、その方法及び時期及び提供元の行政機関及び特定の調査票情報を<u>利用した旨</u>を明記するとともに、公表しない場合は、その理由を明記する。</p> <p>《記載例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 集計結果は、○年3月末日までに印刷物（その名称を明記）として公表する。なお、○○省○○統計調査の調査票情報を<u>利用した旨</u>を明記する。 <p>(9) 著作権</p> <p>利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しない旨記載する。</p>
<p>第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査等</p> <p><u>1</u> 中央データ管理施設の管理者の確認</p> <p>中央データ管理施設の管理者は、申出者から申出文書を受領した場合、当該文書を複写した上で、<u>下記2</u>の審査に必要な添付すべき資料や未記載項目の有無などの確認を行う。その際、対応の統一性を確保する観点から様式第6号を参考として各行政機関及び届出独立行政法人等において定</p>	<p>第9 行政機関又は届出独立行政法人等による審査等</p> <p><u>I</u> 中央データ管理施設の管理者の確認</p> <p>中央データ管理施設の管理者は、申出者から、申出文書を受領した場合に、当該文書を複写した上で、<u>II</u>の審査に必要な添付すべき資料や未記載項目の有無などの確認を行う。その際、対応の統一性を確保する観点から様式第7号を参考として各行政機関及び届出独立行政法人等において定</p>

改正案	現行
<p>めた様式に基づき、中央データ管理施設の管理者が所定の記載欄に確認結果を記載する。問題がなければ、申出文書の原本と併せ、窓口組織に提出する。</p>	<p>めた様式に基づき、審査報告書のうち中央データ管理施設の管理者の記載欄を記載する。問題がなければ、申出文書の原本と併せ、窓口組織に提出する。</p>
<p>2 行政機関又は届出独立行政法人等による審査</p> <p>(1) 審査担当部署</p> <p>原則として統計調査を所管する部署が内容審査を行うものとするが、組織の対応によっては窓口組織が内容審査を行うことを否定するものではない。</p> <p>(2) 申出文書の受領と審査</p> <p>第6に基づき作成した調査票情報利用管理リストに掲載された内容審査担当部署において、申出書の内容審査を実施する。</p> <p>(3) 申出に対する基本的審査基準</p> <p>申出に対して応諾の適否を判断する基本的基準は、法第33条に該当し、かつ、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められる場合とする。</p> <p>個々の申出については、申出文書の事項ごとに次のア～キの審査基準を参考にオンサイト利用に係る事務処理要綱に審査基準を定め当該基準に基づき審査し、応諾するか否かを決定する。</p> <p>ア 調査票情報の利用目的</p> <p>使用目的が、次の①又は②のいずれかであることが必要である。</p> <p>① 統計の作成目的であること</p> <p>「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計</p>	<p>II 行政機関又は届出独立行政法人等による審査</p> <p>1 審査担当部署</p> <p>原則として統計調査を所管する部署が内容審査を行うものとするが、組織の対応によっては窓口組織が内容審査を行うことを否定するものではない。</p> <p>2 申出文書の受領と審査</p> <p>第6に基づき作成した調査票情報利用管理リストに掲載された内容審査担当部署において、申出書の内容審査を実施する。</p> <p>3 申出に対する基本的審査基準</p> <p>申出に対して応諾の適否を判断する基本的基準は、法第33条に該当し、かつ、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められる場合とする。</p> <p>個々の申出については、申出文書の事項ごとに次の(1)～(7)の審査基準を参考にオンサイト利用に係る事務処理要綱に審査基準を定め当該基準に基づき審査し、応諾するか否かを決定する。</p> <p>(1) 調査票情報の利用目的</p> <p>使用目的が、次の①又は②のいずれかであることが必要である</p> <p>① 統計の作成目的であること</p> <p>「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計</p>

改正案	現行
<p>以外の統計を作成することを意味する。</p> <p>複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。<u>注3</u></p> <p><u>注3</u> 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」は個別に識別されず、また集計の対象とはされないものの、「法人名」によって「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。</p> <p>② 統計的研究目的であること</p> <p>「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析^{注4}を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。</p> <p>なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。</p> <p><u>注4</u> 「回帰分析（Regression analysis）」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。</p> <p>また、施行規則第9条第1号から<u>第3号</u>のいずれかに該当することを証明する、次の①又は②の文書が添付されていることが必要である。</p>	<p>以外の統計を作成することを意味する。</p> <p>複数の調査票情報を接続するために中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても「統計の作成」目的に含まれる。<u>注3</u></p> <p><u>注3</u> 例えば、A調査票情報の「法人名」、「売上高」等とB調査票情報の「法人名」、「研究経費内訳」等を接続するため、両調査票情報に共通する項目である「法人名」をキーとして双方のデータをマッチングして、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計を作成する場合、「法人名」は個別に識別されず、また集計の対象とはされず、「売上高」と「研究経費内訳」に関する統計が作成されるため、「統計の作成」に包含されるものである。</p> <p>② 統計的研究目的であること</p> <p>「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。例えば、集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析^{注4}を行って回帰式を推定する研究等が本区分に該当する。</p> <p>なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。</p> <p><u>注4</u> 「回帰分析（Regression analysis）」とは、家計の収入と支出のように一方の変数が他方の変数の決定要因又は説明要因と考えられるとき、最小2乗法によって回帰式を推計し、両変数の関係を分析することをいう。説明要因と考えられる変数が2つ以上あると考えられるとき、同様の方法で3つ以上の変数の関係を分析することを重回帰分析という。説明変数と考えられる変数や回帰式の形を選定したり、取捨選択することも、回帰分析や重回帰分析の一環である。</p> <p>また、施行規則第9条第1号から<u>3号</u>のいずれかに該当することを証明する、次の①又は②の文書が添付されていることが必要である。</p>

改正案	現行
<p>① 施行規則第9条第1号又は第2号該当の場合 委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料</p> <p>② 施行規則第9条第3号該当の場合 行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用であると認める旨その他特別な事由があると認める旨を記載した公文書</p> <p>なお、法第33条第2号に該当する者については、「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」は認められていないため、確認に際しては留意が必要である。</p> <p><u>イ</u> 調査票情報の利用者の範囲 調査票情報の利用者の範囲は必要最小限とし、職務に関して使用する場合であることが必要である。 また、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、使用が認められる。 なお、第8-3-(3)-①に示される誓約書が添付されていること、また、調査票情報の集計処理等を外部委託する場合、第8-3-(3)-②に示される書類が添付されていることが必要である。</p> <p><u>ウ</u> 利用する調査票情報の名称及び範囲 調査票情報の名称、年次等が使用目的から判断して、不要と考えられるものが含まれていないことが必要である。</p>	<p>① 施行規則第9条第1号又は第2号該当の場合 委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料</p> <p>② 施行規則第9条第3号該当の場合 行政機関の長（各府省大臣又は長官）、都道府県知事又は市町村長が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用であると認める旨その他特別な事由があると認める旨を記載した公文書</p> <p>なお、法33条第2号に該当する者については、「統計を作成するための調査に係る名簿の作成」は認められていないため、確認に際しては留意が必要である。</p> <p>(2) 調査票情報の利用者の範囲 調査票情報の利用者の範囲は必要最小限とし、職務に関して使用する場合であることが必要である。 また、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、使用が認められる。 なお、第8-3-(3)-①に示される誓約書が添付されていること、また、調査票情報の集計処理等を外部委託する場合、第8-3-(3)-②に示される書類が添付されていることが必要である。</p> <p>(3) 利用する調査票情報の名称及び範囲 調査票情報の名称、年次等、地域、属性的範囲が使用目的から判断して、不要と考えられるものが含まれていないことが必要である。</p>

改正案	現行
<p><u>エ</u> 利用する情報及び使用方法 研究計画との齟齬がないように具体的に記載されていることが必要である。特に、調査対象の名称等の情報を利用する場合はそれが必須と認められることが必要である。</p> <p>なお、申出者が外部データやプログラムを持ち込む場合は、申請時にはその概要（必要とする外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェア）を記載し、詳細の内容は不要とする。<u>ただし、中央データ管理施設の管理者において、技術的な観点から対応可能か確認するとともに、必要に応じて行政機関又は届出独立行政法人等に確認を求め</u>る。</p> <p><u>オ</u> 利用期間 研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要である（できるだけ短期間であることが望ましい。）。</p> <p><u>カ</u> 結果の公表方法及び公表時期 結果を公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。</p> <p>また、結果の公表に当たっては、秘匿措置がなされていることが必要であるが、オンサイト利用の場合にあっては、分析の結果をオンサイト施設から外部に持ち出す際に秘匿の<u>確認</u>を受けることが必要である。</p> <p>さらに、結果の公表に当たっては、例えば「〇〇省の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など提供元の行政機関及び特定の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが必要である。</p> <p><u>キ</u> 著作権 利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、申出書で著作権を主張しないと明記されていることが必要である。</p>	<p><u>(4)</u> 利用する情報及び使用方法 研究計画との齟齬がないように具体的に記載されていることが必要である。特に、調査対象の名称等の情報を利用する場合はそれが必須と認められることが必要である。</p> <p>なお、申出者が外部データやプログラムを持ち込む場合は、申請時にはその概要（必要とする外部データの内容・データ量や必要とする分析ソフトウェア）を記載し、詳細の内容は不要とする。<u>なお、中央データ管理施設の管理者において、技術的な観点から対応可能か確認する。また、行政機関又は届出独立行政法人等はその内容を確認する。</u></p> <p><u>(5)</u> 利用期間 研究等の期間に照らして、適切な期間であることが必要である（できるだけ短期間であることが望ましい。）。</p> <p><u>(6)</u> 結果の公表方法及び公表時期 結果を公表しない場合、その理由が妥当なものであることが必要である。</p> <p>なお、結果の公表に当たっては、秘匿措置がなされていることが必要であるが、オンサイト利用の場合にあっては、分析の結果をオンサイト施設から外部に持ち出す際に秘匿の<u>チェック</u>を受けることとなる。</p> <p>さらに、公表に当たっては、例えば「〇〇省の「〇〇統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など提供元の行政機関及び特定の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが必要である。</p> <p><u>(7)</u> 著作権 利用者は、調査票情報を利用して作成した集計結果について、申出書で著作権を主張しないと明記されていることが必要である。</p>

改正案	現行
<p>(4) 記載事項に変更が生じた場合の取扱い</p> <p>ア 提供要件を引き続き満たす変更</p> <p>記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であって、調査票情報の提供を行った行政機関又は届出独立行政法人等に対し、中央データ管理施設の管理者を通じて、当該変更が生じる旨の連絡を適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合については、この限りではない。</p> <p>なお、行政機関又は届出独立行政法人等及び中央データ管理施設の管理者はこれらの変更について適正に管理を行う。</p> <p>イ 提供要件を満たせない変更</p> <p>記載事項に変更が生じ、提供の要件となっている<u>施行規則第9条各号</u>の要件から外れる変更となった場合（例えば、文部科学省科学研究費補助金の対象から外れた等）、速やかに第12-2に記載する措置を行う。</p> <p>また、利用成果が存在する場合、第12-3に記載する措置も併せて行う。</p>	<p>4 記載事項に変更が生じた場合の取扱い</p> <p>(1) 提供要件を引き続き満たす変更</p> <p>記載事項に変更が生じた場合には、変更後の申出全体について改めて申出を必要とする運用を行う。ただし、使用者の組織名・役職名の変更等の形式的な変更、人事異動に伴う担当者の変更であって、調査票情報の提供を行った行政機関又は届出独立行政法人等に対し、中央データ管理施設の管理者を通じて、当該変更が生じる旨の連絡を適切な方法により行い、変更の承諾を受けている場合については、この限りではない。</p> <p>なお、行政機関又は届出独立行政法人等や中央データ管理施設の管理者はこれらの変更について適正に管理を行う。</p> <p>(2) 提供要件を満たせない変更</p> <p>記載事項に変更が生じ、提供の要件となっている規則第9条各号の要件から外れる変更となった場合（例えば、文部科学省科学研究費補助金の対象から外れた等）、速やかに第12-2に記載する措置を行う。</p> <p>また、利用成果が存在する場合、第12-3に記載する措置も併せて行う。</p>
<p>第10 審査結果の通知</p> <p>審査結果の通知に当たっては、次の事項を参考としてオンライン利用に係る事務処理要綱を定め、当該事務処理要綱に基づいて運用を行う。</p> <p>1 審査に要する期間</p> <p>行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者が申出文書を受理してから原則として14日以内に、当該申出に対する審査結果の通知を行う。</p> <p>2 審査後の手続等</p>	<p>第10 審査結果の通知</p> <p>審査結果の通知に当たっては、次の事項を参考としてオンライン利用に係る事務処理要綱を定め、当該事務処理要綱に基づいて運用を行う。</p> <p>1 審査に要する期間</p> <p>行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者が申出文書を受理してから原則として14日以内に、当該申出に対する審査結果の通知を行う。</p> <p>2 審査後の手続等</p>

改正案	現行
<p>(1) 申出を応諾した場合の通知書の送付等 行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に対し、<u>様式第7号</u>を参考として行政機関及び届出独立行政法人が定めた承諾通知書を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して応諾した場合には、その事項も併せて通知する。 また、中央データ管理施設の管理者は、当該承諾通知書の写しを利用予定のオンサイト施設の管理者に送付する。</p> <p>(2) 承諾しない場合の通知書の送付 行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に対し、<u>様式第8号</u>を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定めた不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。</p>	<p>(1) 申出を応諾した場合の通知書の送付等 行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に対し、<u>様式第8号</u>を参考として行政機関及び届出独立行政法人が定めた承諾通知書を送付する。申出事項を変更し、又は、条件を付して応諾した場合には、その事項も併せて通知する。 また、中央データ管理施設の管理者は、当該承諾通知書の写しを利用予定のオンサイト施設の管理者に送付する。</p> <p>(2) 承諾しない場合の通知書の送付 行政機関及び届出独立行政法人等は、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に対し、<u>様式第9号</u>を参考として行政機関及び届出独立行政法人等が定めた不承諾通知書（調査票情報を提供しない旨記載）を送付する。</p>
<p><u>第11 調査票情報の利用に必要なものの提供等</u> 承諾通知書により調査票情報を提供する旨通知した後、原則として14日以内に中央データ管理施設の管理者が申出者に対し、調査票情報の利用に当たり、オンサイト施設で用いるIDやパスワードをセキュリティが確保される形で送付するとともに、調査票情報の利用に必要なドキュメントの提供等を行うものとする。 オンサイト施設の管理者は、申出者に対し、当該オンサイト施設の利用に当たり、利用規約など必要な情報を連絡する。 なお、調査票情報の提供を受ける者に対し、<u>法第42条第1項の適用を受けて適正に管理する義務を負うこと、法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること、法第57条第1項第3号及び法第59条第2項の規定に基づく罰則が適用されることを必ず伝達すること。</u></p>	<p><u>第11 調査票情報の利用に必要なものの提供等</u> 承諾通知書により調査票情報を提供する旨通知した後、原則として14日以内に中央データ管理施設の管理者が申出者に対し、調査票情報の利用に当たり、オンサイト施設で用いるIDやパスワードをセキュリティが確保される形で送付するとともに、調査票情報の利用に必要なドキュメントの提供等を行うものとする。 オンサイト施設の管理者は、申出者に対し、当該オンサイト施設の利用に当たり、利用規約など必要な情報を連絡する。 なお、調査票情報の提供を受ける者に対し、<u>法42条第1項の適用を受けて適正に管理する義務を負うこと、法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること及び法第57条第1項第3号の罰則が適用されることを必ず伝達すること。</u></p>
<p><u>第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認</u></p>	<p><u>第12 調査票情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認</u></p>

改正案	現行
<p>1 利用期間中の対応</p> <p>オンサイト施設の管理者は、申出者が調査票情報を適切に利用するために入退室管理など必要な措置を講じる。また、中央データ管理施設の管理者は、利用状況を監視し問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できるものとする。この時損害が生じた場合について、申出者及びオンサイト施設の管理者は中央データ管理施設の管理者に対して補償を求めないものとする。</p> <p>(1) 外部データやプログラムの持ち込み時の対応</p> <p>申出者は、外部データや作成したプログラムをオンサイト施設に持ち込む場合には、その旨を上述のとおり申出文書に記載した上で、利用承認後に当該データ等を実際に持ち込む際には、あらかじめ、中央データ管理施設の管理者に許可を求める。この際の行政機関及び届出独立行政法人の特段の許可は不要とする。</p> <p>許可が得られた場合には、申出者は、送付料を負担の上、外部データや作成したプログラムについて、中央データ管理施設の管理者に送付する。(メールの利用でも可)</p> <p>なお、中央データ管理施設の管理者は、外部データやプログラムの持ち込みの履歴のほか、下記の分析結果等の提供の履歴を保存するものとする。</p> <p>(2) 分析結果等の確認</p> <p>申出者は、オンサイト施設内で行った分析結果等(中間生成物を含む。)を中央電子計算機のサーバ上の領域から外部に持ち出したい場合、様式第9号を参考にして行政機関及び届出独立行政法人等が定めたチェックシートにより、統計表や分析結果等について秘匿の措置が行われているかなどを確認し、必要に応じ当該確認に資する補足説明資料を添えて、中央データ管理施設の管理者に依頼書を提出する。中央データ管</p>	<p>1 利用期間中の対応</p> <p>オンサイト施設の管理者は、申出者が調査票情報を適切に利用するために入退室管理など必要な措置を講じる。また、中央データ管理施設の管理者は、利用状況を監視し問題があると認める場合は速やかに中央データ管理施設の機器へのアクセスを遮断できるものとする。この時損害が生じた場合について、申出者及びオンサイト施設の管理者は中央データ管理施設の管理者に対して補償を求めないものとする。</p> <p>(1) 外部データやプログラムの持ち込み時の対応</p> <p>申出者は、外部データや作成したプログラムをオンサイト施設に持ち込む場合には、その旨を上述のとおり申出文書に記載した上で、利用承認後に実際に持ち込む際には、あらかじめ、中央データ管理施設の管理者に許可を求める。この際の行政機関及び届出独立行政法人の特段の許可は不要とする。</p> <p>なお、中央データ管理施設の管理者は、外部データやプログラムの持ち込みの履歴のほか下記の成果物等の持ち出しの履歴を保存するものとする。</p> <p>許可が得られた場合には、申出者は、送付料の負担の上、外部データや作成したプログラムについて、中央データ管理施設の管理者に送付する。(メールの利用でも可)</p> <p>(2) 分析結果等のチェック</p> <p>申出者は、オンサイト施設内で行った分析結果等(中間生成物を含む。)を中央電子計算機のサーバ上の領域から外部に持ち出したい場合、行政機関及び届出独立行政法人等が定めたチェックシートにより、統計表や分析結果等について秘匿の措置が行われているかなどを確認し、必要に応じチェックに資する補足説明資料を添えて、中央データ管理施設の管理者に提出する。中央データ管理施設の管理者は、チェックシート</p>

改正案	現行
<p>理施設の管理者は、チェックシート及び補足説明資料により、<u>申出者が行った秘匿の措置が問題ないか</u>確認し、問題がある場合は申出者に修正を求める。問題がなければ、申出者の提出資料の複写を行った上で、行政機関又は届出独立行政法人等に同資料を送付する。行政機関又は届出独立行政法人等も秘匿の措置が講じられていると認めた場合には、<u>確認結果</u>を記載した当該チェックシートを添付し、中央データ管理施設の管理者を通じて、分析結果等の提供を行う。問題がある場合は、再度、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に修正を求める。</p> <p>2 利用期間終了後の処置 利用終了後、申出者は、利用当初に提供されたものについて、特段の必要がない場合を除き、中央データ管理施設の管理者に対して、セキュリティが確保される郵送等により返却する（費用は申出者の負担とする。）。中央データ管理施設の管理者は、利用終了後、申出者が使用した中央電子計算機のサーバ上の領域を利用終了後1年で廃棄する。ただし、申出者からの要請に応じ、調査票情報について再度利用が予定される場合など当該領域を保存すべき相当の理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>3 利用成果の報告 行政機関又は届出独立行政法人等が調査票情報を提供する際には、あらかじめ申出者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、当該調査票情報の利用成果について、中央データ管理施設の管理者を通じて、報告を求める運用を行う。 当該報告は、<u>様式第7号別紙</u>を参考として行政機関又は届出独立行政法人等が定める様式により行わせるものとする。</p>	<p>により、分析結果等の内容を確認し、問題がある場合は申出者に修正を求める。問題がなければ、申出者の提出資料の複写を行った上で、行政機関又は届出独立行政法人等に同資料を送付する。行政機関又は届出独立行政法人等も秘匿の措置が講じられていると認めた場合には、<u>チェック</u>の結果を記載した当該チェックシートを添付し、中央データ管理施設の管理者を通じて、分析結果等の提供を行う。問題がある場合は、再度、中央データ管理施設の管理者を通じて、申出者に修正を求める。</p> <p>2 利用期間終了後の処置 利用終了後、申出者は、利用当初に提供されたものについて、特段の必要がない場合を除き、中央データ管理施設の管理者に対して、セキュリティが確保される郵送等により返却する（費用は申出者の負担とする。）。中央データ管理施設の管理者は、利用終了後は、申出者が使用した中央電子計算機のサーバ上の領域を利用終了後1年で廃棄する。ただし、申出者からの要請に応じ、調査票情報について再度利用が予定される場合など当該領域を保存すべき相当の理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>3 利用成果の報告 行政機関又は届出独立行政法人等が調査票情報を提供する際には、あらかじめ申出者に対して、当該利用期間（申出文書に記載した利用期間）の終了後に、当該調査票情報の利用成果について、中央データ管理施設の管理者を通じて、報告を求める運用を行う。 当該報告は、<u>様式第6号別紙2</u>を参考として行政機関又は届出独立行政法人等が定める様式により行わせるものとする。</p>
<p>第13 調査票情報の不適切利用への対応 1 調査票情報の不適切利用への対応</p>	<p>第13 調査票情報の不適切利用への対応 1 調査票情報の不適切利用への対応</p>

改正案	現行
<p>調査票情報の提供を受けた者は、<u>法第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項及び第 2 項</u>において適正管理義務、守秘義務等がかかるとともに、<u>法第 43 条第 1 項の規定に違反した場合、法第 57 条第 1 項第 3 号又は第 59 条第 2 項の規定に基づく罰則が適用される。</u></p> <p>また、法第 34 条に基づく委託による統計の作成等や法第 35 条及び第 36 条に基づく匿名データの作成・提供においても、目的外利用や情報が漏洩した等の問題が生じた場合、サービス提供の禁止措置等のペナルティが行政機関から取られることとなる。</p> <p>調査票情報の提供においても法令を遵守するとともに、法第 34 条の運用及び法第 36 条の運用と整合を確保するため、法第 33 条の運用において法令違反や問題が生じた場合、法に規定された罰則の他、法第 34 条及び法第 36 条の運用上の措置^(注5)に準じた 1 か月～12 か月の提供禁止措置等のペナルティを講じる。</p> <p><u>(注5) 法第 33 条、第 34 条及び第 36 条に基づく二次利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等</u></p> <p>2 公益通報者保護法との関係</p> <p>法は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。</p> <p>行政機関は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。</p>	<p>調査票情報の提供を受けた者は、法第 42 条第 1 項及び第 43 条第 2 項において適正管理義務及び守秘義務がかかるとともに、<u>これに違反した場合、法第 57 条第 1 項第 3 号の罰則が適用される。</u></p> <p>また、法第 34 条に基づく委託による統計の作成等や法第 35 条及び第 36 条に基づく匿名データの作成・提供においても、目的外利用や情報が漏洩した等の問題が生じた場合、サービス提供の禁止措置等のペナルティが行政機関から取られることとなる。</p> <p>調査票情報の提供においても法令を遵守するとともに、法第 34 条の運用及び法第 36 条の運用と整合を確保するため、法第 33 条の運用において法令違反や問題が生じた場合、法に規定された罰則の他、法第 34 条及び法第 36 条の運用上の措置^(注5)に準じた 1 か月～12 か月の提供禁止措置等のペナルティを講じる。</p> <p><u>注5) 法第 33 条、第 34 条及び第 36 条に基づく二次利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等</u></p> <p>2 公益通報者保護法との関係</p> <p>法は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、公益通報者保護法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。</p> <p>行政機関は、公益通報者保護法及び関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。</p>
<p>第 14 提供状況の総務大臣への報告</p> <p>行政機関の長及び届出独立行政法人等は、法第 55 条に基づく総務大臣の求めに応じ、1 年に 1 回、申出件数、応諾件数、許否件数等を取りまとめ、総務大臣に提出する。</p>	<p>第 14 提供状況の総務大臣への報告</p> <p>行政機関の長及び届出独立行政法人は、法第 55 条に基づく総務大臣の求めに応じ、1 年に 1 回、申出件数、応諾件数、許否件数等を取りまとめ、総務大臣に提出する。</p>

様式第9号

オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容（案）

以下の表1及び表2は、オンサイト利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容を定めたものである。申出者は、分析結果等の提供を依頼するに当たり、原則として、当該結果等が表1の内容を満たすこと、表1.Iの内容を満たさない統計表の場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。

表1 分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容

【注意事項】

- ・ 「分析結果等の種類」とは、提供依頼する分析結果等のことをいい、「I 統計表」、「II 統計量」、「III その他」に分けられるので、該当欄を参照する。
- ・ 分析結果等が内容を満たすとは、当該「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。
- ・ 「チェック内容」に記載する全ての事項は、提供依頼する分析結果等が調査客体の数値に集計用の乗率等に乗じて作成した場合、これに乗じない（加重なし）で作成したものに対して適用する。
- ・ 申出者は、「※申出者が提示する資料」のほかに、分析結果等の概要、使用したデータ、分析結果等の算出に使用したバックデータ、原変数及び申出者自身が作成した変数の説明等求められた情報を提示する。

分析結果等の種類		チェック内容	※申出者が提示する資料
I 統計表	1. 度数表、度数の構成比表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） ・ 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルの度数（加重なし）及びその構成比（行計及び列計に占める割合）
	2.1 数量表(総和) (個人・世帯調査の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） ・ 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルの度数（加重なし） ・ 各セルの数量（加重なし）及びその構成比（行計及び列計に占める割合）
	2.2 数量表(総和) (事業所・企業調査の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルの度数（加重なし） ・ 各セルの数量（加重なし）

分析結果等の種類		チェック内容	※申出者が提示する資料
		<ul style="list-style-type: none"> 行計又は列計の 90%超を占めるセルがないこと（加重なし） 各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと（加重なし） 各セルにおいて、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと（加重なし） 	<ul style="list-style-type: none"> し）及びその構成比（行計及び列計に占める割合） 各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の値x_1がセルの値Xに占める割合（加重なし） 各セルにおいて一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値x_1, x_2の合計値がセルの値Xに占める割合（加重なし）
	3. 数量表（平均、構成比、集中度）	・ 同じ集計区分で総和の表を作成し、「2.1 又は 2.2 数量表（総和）」のチェック内容に準拠すること	・ 「2.1 又は 2.2 数量表（総和）」のチェック内容に準拠すること
	4. その他の統計表	・ 各セルに含まれる統計量が該当する、「Ⅱ 統計量」のチェック内容に準拠すること。	・ 該当する「Ⅱ 統計量」のチェック内容に準拠すること。
Ⅱ 統計量	5. 最頻値	<ul style="list-style-type: none"> 10 以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） 最頻値の値を持つ調査客体数が全体の 90%超を占めないこと（加重なし） 	・ 値の度数及びその構成比（加重なし）
	6.1 総和、平均、構成比、集中度（個人・世帯調査の場合）	・ 10 以上の調査客体から算出した値であること（加重なし）	・ 値の度数（加重なし）
	6.2 総和、平均、構成比、集中度（事業所・企業調査の場合）	<ul style="list-style-type: none"> 10 以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） 総和において、70%を超えて寄与する調査客体がないこと（加重なし） 総和において、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと（加重なし） 	<ul style="list-style-type: none"> 値の度数（加重なし） 総和Xを作成し、最も大きく寄与する調査客体の値x_1がXに占める割合（加重なし） 総和Xを作成し、一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値x_1, x_2の合計値がXに占める割合（加重なし）
	7. 線形回帰係数、非線形回帰係数	<ul style="list-style-type: none"> 残差の自由度が 10 以上であること（加重なし） 一つの調査客体のみに関するデ 	<ul style="list-style-type: none"> 残差の自由度（加重なし） 目的変数及び説明変数

分析結果等の種類	チェック内容	※申出者が提示する資料
	ータから作成していないこと (例：一つの調査客体のみに関する時系列データから作成していない)	の説明資料
8. 分布の高次モーメント ¹ 、相関係数、要約統計量及び検定統計量 ²	・ 自由度が 10 以上であること (加重なし)	・ 自由度 (加重なし)
9. 最大値、最小値	・ 提供不可 (通常ただ一つの調査客体を指していることから)	
10. 推定残差	・ 提供不可 (観測値を推定できるリスクが大きいことから)	
11. グラフ	・ 提供不可 (承諾された他の分析結果から作成できることから)	
Ⅲ その他 12. 分析プログラム、操作ログ	・ 個別データに関する記述、データが含まれていないこと	

¹ 分散、歪度、尖度等

² 決定係数、変動係数、分散、情報量規準、t 検定、F 検定、 χ^2 検定、Wald 検定、Hausman 検定等

表2 統計表における秘匿措置

秘匿方法	秘匿措置	
1. 集計区分の変更	<p>各セルに集計される区分を変更して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。</p> <p>集計区分の変更方法には、既存の区分の分割、他の区分と統合、新たな区分の設定がある。</p>	
2. 集計対象の変更	<p>集計対象の範囲を拡大又は縮小して再度集計を行い、表1の内容を満たすようにすること。</p> <p>(例：集計対象が、あるグループXに属する調査客体のみから作成した統計表の場合、</p> <p>① グループYに属する調査客体を集計対象に加えて新たな統計表を作成する(拡大)。</p> <p>② グループXに属する調査客体のうち、他の調査客体から大きく外れた値を持つ調査客体などを除外して新たな統計表を作成する(縮小)。</p>	
3. セルの値を秘匿	<p style="text-align: center;">秘匿措置</p> <p>以下の一次秘匿、二次秘匿、秘匿インターバルの各内容を満たすようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次秘匿 表1の内容を満たさないセルの値を「X」などのマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。 ・ 二次秘匿 一次秘匿を行ったセルの値が他のセルの値や行計・列計等から算出できる場合、これを算出できないように一次秘匿の対象となるセル以外のセルの値を「X」などのマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。 ・ 秘匿インターバル(度数表の場合) 一次秘匿及び二次秘匿した各セルが取り得る値の最大と最小の差(秘匿インターバル)が度数10以上であること。 ・ 秘匿インターバル(数量表の場合) 一次秘匿及び二次秘匿した各セルが取り得る値の最大と最小の差(秘匿インターバル)が、当該セル値の30%以上であること。 	<p style="text-align: center;">※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘匿前の統計表 ・ (度数表の場合) 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差 ・ (数量表の場合) 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合

オンライン利用における分析結果等に関する標準的なチェック内容（案） 新旧対照表

変更箇所	新 《追加部分に下線》	旧 《削除部分に下線》	変更の理由
タイトル	オンライン利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容（案）	オンライン利用における分析結果等に関するチェック基準（ <u>試行運用版</u> ）（案）	「オンライン利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン」へ掲載される場合、基準というタイトルでは絶対的な印象を与えるが、あくまで標準的なチェック内容であることを明示するため
本文	以下の表1及び表2は、 <u>オンライン利用における分析結果等の提供に関する標準的なチェック内容を定めたものである。申出者は、分析結果等の提供を依頼するに当たり、原則として、当該結果等が表1の内容を満たすこと、表1.1の内容を満たさない統計表の場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。</u>	<p>オンライン利用における分析結果等に関するチェック基準は、<u>下記のとおりとする。なお、本基準は、試行運用段階の実務状況、その他社会情勢の変化を受け、見直すことがある。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>オンライン利用における分析結果等に関するチェック基準は、別表1のとおりである。したがって、利用者は分析結果等をオンライン施設から外部に持ち出すに当たり、当該結果等が別表1の基準を満たすこと、または、<u>基準を満たさない箇所には秘匿措置（一次秘匿及び二次秘匿）を施すことが求められる。ただし、基準を満たない場合でも、利用者が分析結果等に関する開示リスク（個人情報が見られるような結果）がないことを審査者の納得する形で実証できる場合は、この限りではない。なお、基準を満たす場合でも、審査者は利用者に理由を付して持ち出しを不承諾とすることがある。</u></p> <p><u>分析結果等の持ち出しが承諾された場合においても、開示リスクがないことを保証するものではない。したがって、利用者は、引き続き、統計法に定める調査票情報の適正管理義務及び守秘義務の規制を受ける。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	申出者が分析結果等の提供を依頼するに当たり、求められることのみを特記

変更箇所	新 《追加部分に下線》	旧 《削除部分に下線》	変更の理由
表1 注意事項	<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「分析結果等の種類」とは、提供依頼する分析結果等のことをいい、Ⅰ統計表、Ⅱ統計量、Ⅲその他に分けられるので、該当欄を参照する。 ・ 分析結果等が内容を満たすとは、当該「チェック内容」に記載するすべての事項を満たす場合をいう。 ・ 「チェック内容」に記載するすべての事項は、提供依頼する分析結果が調査客体の数値に集計用の乗率等を乗じて作成した場合は、これに乗じない（加重なし）で作成したものに對して適用する。 ・ 申出者は、「※申出者が提示する資料」のほかに、分析結果等の概要、使用したデータ、分析結果等の算出に使用したバックデータ、原変数及び申出者自身が作成した変数の説明等求められた情報を提示する。 	-	申出者がチェックを行う際の注意点を明記
表1 「分析結果等の種類」列	Ⅰ 統計表 Ⅱ 統計量 Ⅲ その他	-	申出者に分かりやすいように分析結果等の種類を3つに大別
表1 「分析結果等の種類」列	<p>1. 度数表、度数の構成比表</p> <p>2. 1数量表（総和） （個人・世帯調査の場合）</p> <p>2. 2数量表（総和） （事業所・企業調査の場合）</p> <p>3. 数量表（平均、構成比、集中度）</p> <p>4. その他の統計表</p> <p>5. 最頻値</p> <p>6. 1総和、平均、構成比、集中度 （個人・世帯調査の場合）</p> <p>6. 2総和、平均、構成比、集中度 （事業所・企業調査の場合）</p> <p>7. 線形回帰係数、非線形回帰係数</p> <p>8. 分布の高次モーメント、相関係数、要約統計量及び検定統計量</p> <p>9. 最大値、最小値</p> <p>10. 推定残差</p> <p>11. グラフ</p> <p>12. 分析プログラム、操作ログ</p>	<p>度数表</p> <p>数量表、パーセンタイル値、集中度</p> <p>最大値、最小値</p> <p>最頻値</p> <p>平均、指数、比率、指標</p> <p>分布の高次モーメント</p> <p>グラフ</p> <p>線形回帰係数、非線形回帰係数</p> <p>推定残差</p> <p>要約統計量及び検定統計量</p> <p>相関係数</p> <p>分析プログラム、操作ログ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計表、統計量、その他の分類に従い、分析結果等の種類の順番を変更、特出し、集約 ・ 項目番号を追加 ・ 数量表について、用いる調査の種類別、表内の統計量別の場合分け ・ その他の統計表を追加 ・ 統計量の総和、平均、構成比、集中度について、用いる調査の種類別の場合分け ・ 分布の高次モーメント、相関係数、要約統計量及び検定統計量を統合
度数表	<p>1. 度数表、度数の構成比表</p> <p>チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） ・ 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし） 	<p>度数表</p> <p>基準（審査事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること ・ 行計又は列計の90%超のセルがないこと 	・ 加重なしの度数表によるチェックであることを明記

変更箇所	新 《追加部分に下線》	旧 《削除部分に下線》	変更の理由
数量表	<p>2.1数量表（総和） （個人・世帯調査の場合） チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし） <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルの度数（加重なし） 各セルの数量（加重なし）及びその構成比（行計及び列計に占める割合） <p>2.2数量表（総和） （事業所・企業調査の場合） チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること（加重なし） 行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと（加重なし） 各セルにおいて、70%を超えて寄与する調査客体がないこと（加重なし） 各セルにおいて、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと（加重なし） <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルの度数（加重なし） 各セルの数量（加重なし）及びその構成比（行計及び列計に占める割合） 各セルにおいて、最も大きく寄与する調査客体の値x_1がセルの値Xに占める割合（加重なし） 各セルにおいて、一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値x_1, x_2の合計値がセルの値Xに占める割合（加重なし） <p>3.数量表（平均、構成比、集中度） チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 同じ集計区分で総和の表を作成し、「2.1又は2.2数量表（総和）」のチェック内容に準拠すること <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2.1又は2.2数量表（総和）」のチェック内容に準拠すること <p>4.その他の統計表 チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルに含まれる統計量が該当する、「II統計量」のチェック内容に準拠すること。 <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当する「II統計量」のチェック内容に準拠すること。 	<p>数量表、パーセンタイル値、集中度 基準（審査事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルが10以上の調査客体から算出した値であること 行計又は列計の90%超のセルがないこと 各セルにおいて、50%を超えて寄与する調査客体がないこと <p>※利用者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルの度数（加重なし）及びその構成比（行計又は列計に占める割合） 各セルにおいて最も大きく寄与する調査客体の占める割合 	<ul style="list-style-type: none"> 加重なしの数量表によるチェックであることを明記 数量表のチェックについては、総和をチェックの基本とし、平均、構成比や集中度のように総和を元に算出される数量表は総和によるチェックを行うため項目を独立 総和の数量表については、用いる調査の種類が個人・世帯調査か事業所・企業調査かで占有性のチェック内容を変更 総和から算出されない統計量の表については、表に含まれる統計量のチェック内容を適応 <p>【備考】</p> <p>占有性のチェックは、海外の事例に基づき、用いる調査の種類によりチェック内容を変更する。</p> <p>個人・世帯調査の場合、秘匿すべき情報を攻撃者が知ることは容易ではない。</p> <p>一方、事業所・企業調査の場合、秘匿すべき情報が一般に公開されていることがある。また、最大及び二番目に大きい値が、それ以下の値に比べ大きい場合が多い。そのため、単純な最大値のみを用いた占有性のチェックだけではなく、二番目に大きい値まで考慮した占有性のチェックを行う。</p> <p>占有性のチェック内容のうち、最大値のみの閾値である70%については、ユーロスタットの内容と同じものとした。</p> <p>最大及び二番目に大きい値によるチェック内容については、ユーロスタットでは(n, k)ルールを用いて、(2, 85)によりチェックを行っている。すなわち、「最大及び二番目に大きい値の合計が、総和の85%を超えない」ことを求めており、同じ内容とした。</p>

変更箇所	新 《追加部分に下線》	旧 《削除部分に下線》	変更の理由
最頻値	<p>5.最頻値 チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 10以上の調査客体から算出した値であること (加重なし) 最頻値の値を持つ調査客体数が全体の90%超を占めないこと (加重なし) <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 値の度数及びその構成比 (加重なし) 	<p>最頻値 基準 (審査事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行計又は列計の90%超のセルがないこと <p>※利用者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 各セルの度数 (加重なし) の構成比 (行計又は列計に占める割合) 	<ul style="list-style-type: none"> 加重なしの値によるチェックであることを明記 試行段階の基準は、統計量の審査であるはずが統計量の審査基準のように誤って書かれていたため、統計量のチェック内容となるよう修正 10以上の調査客体から算出した値であることが試行段階の審査基準から欠落していたため、チェック内容に追記
総和・平均等	<p>6.1総和、平均、構成比、集中度 (個人・世帯調査の場合)</p> <p>チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 10以上の調査客体から算出した値であること (加重なし) <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 値の度数 (加重なし) <p>6.2総和、平均、構成比、集中度 (事業所・企業調査の場合)</p> <p>チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 10以上の調査客体から算出した値であること (加重なし) 総和において、70%を超えて寄与する調査客体がないこと (加重なし) 総和において、85%を超えて寄与する二つの調査客体の合計値がないこと (加重なし) <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 値の度数 (加重なし) 総和Xを作成し、最も大きく寄与する調査客体の値x_1がXに占める割合 (加重なし) 総和Xを作成し、一番目及び二番目に大きく寄与する調査客体の値x_1, x_2の合計値がXに占める割合 (加重なし) 	<p>平均、指数、比率、指標 基準 (審査事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10以上の調査客体から算出した値であること 算出した値において、50%を超えて寄与する調査客体がないこと <p>※利用者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 各値の度数 (加重なし) 各値において最も大きく寄与する調査客体の占める割合 	<ul style="list-style-type: none"> 加重なしの値によるチェックであることを明記 用いる調査の種類が個人・世帯調査か事業所・企業調査かで占有性のチェック内容を変更 <p>【備考】</p> <p>占有性のチェックは、海外の事例に基づき、用いる調査の種類によりチェック内容を変更する。</p> <p>個人・世帯調査の場合、秘匿すべき情報を攻撃者が知ることは容易ではない。</p> <p>一方、事業所・企業調査の場合、秘匿すべき情報が一般に公開されていることがある。また、最大及び二番目に大きい値が、それ以下の値に比べ大きい場合が多い。そのため、単純な最大値のみを用いた占有性のチェックだけではなく、二番目に大きい値まで考慮した占有性のチェックを行う。</p> <p>占有性のチェック内容のうち、最大値のみの閾値である70%については、ユーロスタットの内容と同じものとした。</p> <p>最大及び二番目に大きい値によるチェック内容については、ユーロスタットでは(n, k)ルールを用いて、(2, 85) によりチェックを行っている。すなわち、「最大及び二番目に大きい値の合計が、総和の85%を超えない」ことを求めており、同じ内容とした。</p>
線形回帰係数、非線形回帰係数	<p>7.線形回帰係数、非線形回帰係数 チェック内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 残差の自由度が10以上であること (加重なし) 二つの調査客体のみに関するデータから作成していないこと (例：一つの調査客体のみに関する時系列データから作成していない) <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 残差の自由度 (加重なし) 目的変数及び説明変数の説明資料 	<p>線形回帰係数、非線形回帰係数 基準 (審査事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由度が10以上であること カテゴリ属性のみから作成した回帰式ではないこと 1つの主体のみのデータではないこと <p>※利用者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 自由度 	<ul style="list-style-type: none"> 加重なしの残差の自由度によるチェックであることを明記 不要なチェック内容を削除 分かりづらい箇所に例を記載 チェックのため必要な説明資料の提示を追加

変更箇所	新 《追加部分に下線》	旧 《削除部分に下線》	変更の理由
分布の高次モーメント、相関係数、要約統計量及び検定統計量	8. 分布の高次モーメント、相関係数、要約統計量及び検定統計量 チェック内容 ・ 自由度が10以上であること (加重なし) ※申出者が提示する資料 ・ 自由度 (加重なし)	分布の高次モーメント 基準 (審査事項) ・ 自由度が10以上であること ※利用者が提示する資料 ・ 自由度 相関係数 基準 (審査事項) ・ 10以上の調査客体から算出した値であること ※利用者が提示する資料 ・ 度数 (加重なし) 要約統計量及び検定統計量 基準 (審査事項) ・ 自由度が10以上であること ※利用者が提示する資料 ・ 自由度	・ 自由度のみをチェックする統計量を統合 ・ 加重なしの自由度によるチェックであることを明記 ・ 相関係数は分布の高次モーメントから算出されるため、自由度によるチェックに修正
最大値、最小値	9. 最大値、最小値 ・ 提供不可 (通常ただ一つの調査客体を指していることから)	最大値、最小値 ・ 不可 (通常ただ1つの調査客体を指していることから)	持ち出しが不可であることを明記
推定残差	10. 推定残差 ・ 提供不可 (観測値を推定できるリスクが大きいことから)	推定残差 ・ 不可 (観測値を推定できるリスクが大きいことから)	持ち出しが不可であることを明記
グラフ	11. グラフ ・ 提供不可 (承諾された他の分析結果から作成できることから)	グラフ ・ 不可 (他の許可を受けた分析結果から作成すべきことから)	持ち出しが不可であることを明記
分析プログラム、操作ログ	12. 分析プログラム、操作ログ ・ 個別データに関する記述、データが含まれていないこと	分析プログラム、操作ログ 個別データに関する記述、データが含まれていないこと	てにをはの修正
表1注	-	※利用者は、このほかに、分析結果等の概要、使用したデータ、分析結果等の算出に使用したバックデータ、原変数及び利用者自身が作成した変数の説明等の審査者が求める情報を提示する。	表1 注意事項に移動
文末注	-	注) 本内容は、ESS (European Statistical System) Net SDC (Statistical Disclosure Control) の”Guidelines for the checking of output based on microdata research” の経験則に関する記述を参考に作成。	

変更箇所	新 《追加部分に下線》	旧 《削除部分に下線》	変更の理由
表 2	表 2 統計表における秘匿措置	-	秘匿措置の明確化のため、秘匿方法の種類とそれぞれの秘匿措置を明記
1. 集計区分の変更	各セルに集計される区分を変更して再度集計を行い、表 1 の内容を満たすようにすること。 集計区分の変更方法には、既存の区分の分割、他の区分と統合、新たな区分の設定がある。	-	秘匿方法の種類として、集計区分の変更の場合の秘匿措置を記載
2. 集計対象の変更	集計対象の範囲を拡大又は縮小して再度集計を行い、表 1 の内容を満たすようにすること。 (例：集計対象が、あるグループ X に属する調査客体のみから作成した統計表の場合、 ① グループ Y に属する調査客体を集計対象に加えて新たな統計表を作成する (拡大)。 ② グループ X に属する調査客体のうち、他の調査客体から大きく外れた値を持つ調査客体などを除外して新たな統計表を作成する (縮小) 。)	-	秘匿方法の種類として、集計対象の変更の場合の秘匿措置を記載
3. セルの値を秘匿	<p>秘匿措置</p> <p>以下の一次秘匿、二次秘匿、秘匿インターバルの各内容を満たすようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次秘匿 表 1 の内容を満たさないセルの値を「X」などのマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。 ・ 二次秘匿 一次秘匿を行ったセルの値が他のセルの値や行計・列計等から算出できる場合、これを算出できないように一次秘匿の対象となるセル以外のセルの値を「X」などのマークに置き換え、具体的な値を掲載しないようにすること。 ・ 秘匿インターバル (度数表の場合) 一次秘匿及び二次秘匿した各セルが取り得る値の最大と最小の差 (秘匿インターバル) が度数 10 以上であること。 ・ 秘匿インターバル (数量表の場合) 一次秘匿及び二次秘匿した各セルが取り得る値の最大と最小の差 (秘匿インターバル) が、当該セル値の 30% 以上であること。 <p>※申出者が提示する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘匿前の統計表 ・ (度数表の場合) 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差 ・ (数量表の場合) 秘匿した各セルが取り得る最大値、最小値及び最大値と最小値の差を当該セル値で除した割合 	-	秘匿方法の種類として、セルの値を秘匿する場合の秘匿措置を記載